

令和3年2月16日
沖縄都市モノレール株式会社
3両化推進室

令和3年2月5日付 広告沖モ第9号 「沖縄都市モノレール新車両基地建設工事技術協力業務」に係る質問への回答（その2）

<質問及び回答>

- ① 技術協力業務については技術者の専任を要しないとの記載がありますが技術協力業務に携わる予定の技術者が複数名いる場合、別記様式3より配置予定者全員の申請が必要でしょうか。

→技術協力業務の配置予定技術者は、管理技術者のみの提出で構いません。

- ② 代表構成員、構成員A、構成員Bにおいて「監理技術者を建設工事に専任で配置できる事」との記載がありますが、専任配置する技術者については工事契約締結時（令和4年2月頃）に決定する事とし、2月22日提出の参加資格確認申請時には別記様式3による提出は不要と考えてよろしいでしょうか。

→工事段階で配置する代表構成員の監理技術者及び構成員A、Bの主任技術者についても、2月22日までに提出の参加資格確認申請書（別記様式3）により提出して頂く必要があります。

- ③ 配置予定技術者を他の工事と重複して申請することは可能でしょうか。また、複数名を配置予定技術者として申請することは可能でしょうか。

→いずれも可能です。なお、技術協力業務期間中（工事請負契約締結前）における工事段階での配置予定技術者（監理技術者及び主任技術者）の変更については、その理由を踏まえた上で可否について協議します。